

ハローワーク もりおか

平成28年 4 月 No.511

若者応援宣言企業限定

企業説明会 & 就職面接会

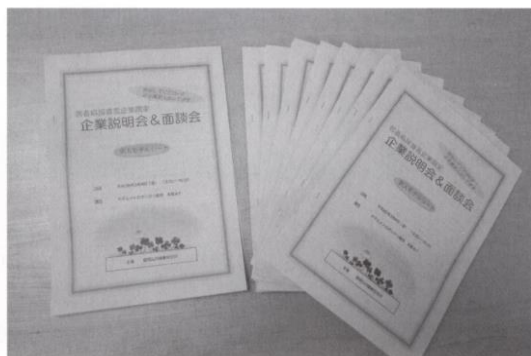
を開催しました！

去る3月4日、若者応援宣言企業を限定対象とした「若年求職者対象企業説明会&就職面接会～安心してください。正社員求人出しています。」が開催されました。

これは、若年者（35歳未満）雇用対策の一環として、管内の若者応援宣言企業※と、大学等の学生を含む若年求職者を対象に、国の施策である若者応援宣言事業の啓発と地元企業への理解を促進し、盛岡地域に有為な人材を確保することを目的に開催されたものです。

当日は、会場のホテルメトロポリタン盛岡に対象の11事業所がステージにてそれぞれの企業説明を行い全体的な質疑応答を行った後、参加者が企業ブースを回り面談のうえ求人・求職に関する情報の交換を行う形式で行われ、参加した27名の若年求職者は熱心に各ブースを回り自己アピールや各企業の情報収集に努めていました。

今回の面談会に併せて初めて作成した「求人モデルシート」による進行はとても好評で、参加者双方より「イメージがつかみやすかった」「説明がスムーズにできた」等の声がありました。また、対象を限定したことから、他の面談会等に比して密度の濃いやり取りができ、ブース訪問の数や参加者の熱意も強く感じる事ができたとの声も聞かれました。



※ 若者応援宣言企業とは、一定の労務管理の体制が整備されており、若者（35歳未満）を採用・育成のため求人の申込み又は募集を行っており、通常の求人よりも詳細な企業情報・採用情報を広報する中小企業をいいます。ハローワークでは上記のようなイベントを開催する等、積極的なマッチングやPRを行っております。

- 若者応援宣言企業限定企業説明会 & 就職面接会を開催しました!..... 1
- 就労実態等に関する職場情報を応募者に提供する制度が始まります!..... 2
- 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう..... 3
- いわてで働こう!合同企業説明会が開催されます..... 4
- 厚生労働省人事異動(盛岡安定所分)平成28年4月1日発令..... 4
- 最近の求人求職のうごき..... 4

就労実態等に関する職場情報を 応募者に提供する制度が始まります！

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実して職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、若者雇用促進法）において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供することによって、求める人材の円滑な採用が期待できます。

青少年雇用情報シートについて

平成 28 年3月1日から、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態などに関する職場情報を新卒者等に提供することが、若者雇用促進法によって義務づけられました。

この仕組みにより、新卒者等が企業の就労実態などを理解した上で応募してくるようになります。

ミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくための適職選択の支援だけでなく、企業が求める人材の円滑な採用にも役立ちます。

また、積極的な情報提供を進めるため、ハローワークに新卒向けの求人の申し込みを行う場合には「青少年雇用情報シート」の全ての項目をご記入いただき、求人申込書と併せてご提出ください。

◎「青少年雇用情報シート」の様式はハローワーク盛岡求人企画部門（2階⑤番窓口）のほか、厚生労働省ホームページ（ホーム ⇒ 雇用 ⇒ 若年者雇用対策 ⇒ 若者雇用促進法 ⇒ 青少年雇用情報シート（エクセル）～同ページに「書き方のポイント」もあります～）

提供する情報についての留意事項

- ・企業グループ全体として求人の申し込みを行い、グループ傘下の各企業への配属は入社時点で決定するといったような採用形態の場合は、配属の可能性のある企業それぞれについて、1枚ずつシートを作成してください。
- ・海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- ・最新の情報を提供してください。

青少年雇用情報シートの取扱いについて

- ・大卒等求人の「青少年雇用情報シート」については、ハローワークの求人情報提供端末において、求人票と併せて求職者に公開されます。
- ・求人の申し込みの時点で未記入となっている項目がある場合に、求職者から照会があった際は、改めてハローワークから問合せさせていただきます。照会のあった項目についてもご提供いただけますようご協力をお願いいたします。

※詳細については、ハローワーク盛岡求人企画部門学卒担当（019-624-8905）までお問い合わせください。

公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集、採用時に本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用する時は、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係ない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

公正な募集・採用のために、下の表のような事項に配慮しましょう。

○本人に責任の無い事項

・本籍、出生地・家族住宅状況・生活環境、家庭環境

○本来自由であるべき事項
(思想信条にかかわること)

・宗教・支持政党・人生観、生活信条など・尊敬する人物
・思想・労働組合、学生運動などの社会運動・購読新聞、雑誌、愛読書など

○採用選考の方法

・身元調査など・全国高等学校と一応募用紙、JIS規格の履歴書に基づかない事項を含んだ応募書類の使用・合理的、客観的に必要がない健康診断

※採用選考時に家族のことを尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※エントリーシートを使用する場合も、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります

募集採用などに関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

<禁止されている募集・採用事例>

▽単に「障害者だから」という理由で、求人の応募を認めないこと

▽業務遂行上必要でないという条件を付けて、障害者を排除すること

▽採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあつた場合には、その求人内容について説明することが重要です。

障害者一人一人の状態や職場の内容などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害の無い方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合ったうえで決めていただく必要があります。

公正採用選考に関するお問い合わせはハローワーク盛岡求人企画部門(019-624-8905)まで、
障害者差別等に関するお問い合わせはハローワーク盛岡専門相談部門(019-624-8904)まで

平成29年3月新規学校卒業予定者対象

いわてで働こう!合同企業説明会 (参加企業 約80社予定)が開催されます

開催日時 平成28年5月6日(金)
 場所 岩手県民情報交流センターアイーナ8F
 内容 企業PRタイム 10:00~12:00
 合同企業説明会 13:00~16:00

参加対象：平成29年3月に大学院・大学・短期大学・専修学校等を卒業、修了予定の方及び卒業・修了後概ね3年以内の方

参加企業：岩手県内に就業場所を有し、正社員を採用する計画のある企業

主催：岩手労働局・岩手県・岩手県中小企業団体中央会

学生、既卒者のお問い合わせ先：岩手労働局職業安定部職業安定課 019-604-3004

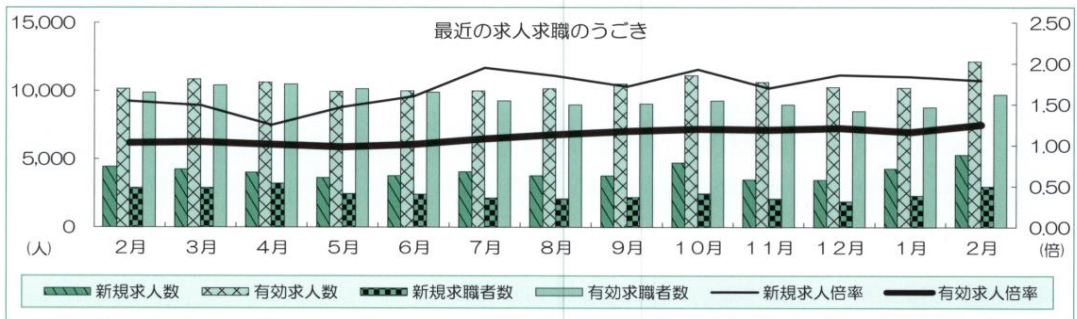
企業、団体のお問い合わせ先：岩手県中小企業団体中央企画振興部 019-624-1363

※参加定数を超えた場合、受付を締め切る場合がありますので予めご了承ください。

厚生労働省岩手労働局人事異動(盛岡安定所分)平成28年4月1日発令

新職名	氏名	旧	
		所属	職名
次長 (管理部長)	荒川 功	盛岡安定所 ハローワークプラザ	館長
次長 (業務部長)	千葉 悦郎	盛岡安定所 沼宮内出張所	出張所長
次長 (ハローワークプラザ館長)	小野寺利一	盛岡安定所	次長 (業務部長)
沼宮内出張所 所長	松岡 司	職業安定部 職業安定課	需給調整事業室長
雇用保険 給付課長	水本 健一	花巻安定所	管理課長
紹介第一部門 統括職業指導官	武藤 輝雄	岩手労働局 職業安定部	地方訓練受講者 支援室長補佐
紹介第二部門 就職促進指導官	小船 忠	水沢安定所	職業紹介部門 統括職業指導官
専門相談部門 就職促進指導官	菊池 利之	釜石安定所	管理課長

新職名	氏名	旧	
		所属	職名
求人企画部門 雇用指導官	黒澤 勝治	大船渡安定所	管理課長
ハローワークプラザ 就職促進指導官	廣瀬 強	宮古安定所	求人・専門相談部門 統括職業指導官
紹介第一部門 就職促進指導官	佐藤 雅徳	秋田労働局	職業安定部 雇用対策係長
雇用保険適用課 雇用継続給付係長	佐々木文雄	盛岡安定所 沼宮内出張所	上席職業指導官
雇用保険適用課 適用主任	阿部美沙子	北上安定所	職業指導官
雇用保険給付課 給付主任	伊藤 裕恵	釜石安定所	管理課 業務主任
沼宮内出張所 職業指導官	小野寺哲也	盛岡安定所	雇用保険適用課 適用主任
雇用保険庶務課 庶務係	藤沢 由佳	-	(新規採用)



ハローワークプラザ盛岡

盛岡新卒応援ハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-635-8608

ハローワークプラザ (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

きゃりあさぼーと盛岡 (2F)

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312